

随意契約及び比較見積省略理由書

本業務は、大阪府立堺工科高等学校（以下「堺工科高校」という。）において新たに発見された高濃度 PCB 含有機器の取外しおよび更新工事を実施するものです。

大阪事業エリアにおける高濃度 PCB 廃棄物は、環境省の方針により令和 3 年 3 月 31 日までに処分する必要がありました。

しかし、この度、堺工科高校において低濃度 PCB 含有機器の有無に関する調査を行った際、新たに高濃度 PCB 含有機器を使用していることが判明し、緊急の対応が必要となっています。

高濃度 PCB 廃棄物の処分が可能な事業者は、令和 7 年 4 月時点で JESCO 北海道のみであり、令和 7 年度末に処分事業を終了させるため、令和 7 年 8 月 29 日までの搬入荷姿情報登録が求められています。この搬入荷姿情報登録は、取外し後の高濃度 PCB 廃棄物の写真が必要となるため、登録までに高濃度 PCB 含有機器の取外しを完了させなければなりません。

また、PCB 廃棄物は特別管理産業廃棄物に指定されており、PCB は脂肪に溶けやすい性質を持つことから、体内に徐々に蓄積しやすく、人体に入ると皮膚症状、全身倦怠感、しびれ感、食欲不振など様々な影響をもたらすものであり、生徒や教職員の健康に著しい危険を及ぼす可能性があります。よって、撤去工事には、学校において PCB 含有機器を取り外すために必要な状況を理解している者が行う必要があります。

今回、撤去工事の実施を予定している株式会社ちどり電設工業は、堺工科高校の低濃度 PCB 含有機器の有無に関する調査を実施した際、高濃度 PCB 含有機器の存在を判断した業者であり、府立学校の中でも校舎数が多い堺工科高等学校における高濃度 PCB 含有機器の状況を全て把握しております。

また、各府立学校にて PCB 含有機器の撤去工事を行っており、府立学校の状況を熟知していることから、本工事を迅速かつ的確に行える事業者は株式会社ちどり電設工業のみです。

よって、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 5 号に基づき随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第 62 条関係第 2 項第 1 号の規定により、比較見積書の徴取を省略することとします。